

吉川松伏消防組合建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領

令和8年7月1日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、法令及び準用する吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「契約規則」という。）により吉川松伏消防組合（以下「消防組合」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として、管理者が適当と認めたものとする。

(吉川市内及び松伏町内で行う建設工事の参加資格)

第3条 吉川市内で行う建設工事の事後審査型入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、法令及び契約規則に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の再生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること
- (3) 吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）第3条第1項又は第4項の規定による指名除外の措置を受けていない者であること
- (4) 吉川松伏消防組合建設工事等競争入札参加者の資格に関する規程（平成25年3月11日告示第3号）第2条に規定する吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

2 松伏町内で行う建設工事の事後審査型入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）

に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、法令及び契約規則に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の再生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成8年10月21日告示第74号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 松伏町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年10月1日告示第73号）の規定による指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 吉川松伏消防組合建設工事等競争入札参加者の資格に関する規程（平成25年3月11日告示第3号）第2条に規定する松伏町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年5月13日告示第35号）第3条に規定する資格者名簿に登載されている者であること。

3 管理者は、第1項及び第2項に定めるもののほか、必要に応じて次の参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対する業種の経営審査事項審査の総合評定値の区分
- (3) 対象工事に対する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分
- (4) 同種又は類似工事における施工実績の有無
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地の区域
- (6) 当該工事に配置予定の技術者が有する資格
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
（入札の公告）

第4条 契約規則第4条本文の規定による入札の公告の方法は、様式第1号によるものとする。

2 前項の告示は、吉川市役所、松伏町役場、消防組合吉川消防署の掲示場及び消防組合

ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲示することによるものとする。

3 管理者は、事後審査型入札を行う場合には、前項の規定により公告するほかインターネットその他の適切な手段により、事後審査型入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に当該入札について周知しなければならない。

4 公告は、契約規則第5条第1項第1号から第5号まで掲げる事項及び次の各号に掲げる事項についてするものとする。

(1) 入札参加資格の有無を確認する旨

(2) 設計図面その他の入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）に関する質問及び回答の方法

(3) 最低制限価格を設定する旨

(4) 契約の時期

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第5条 管理者は、吉川松伏消防組合指名業者選定委員会に諮り前条の定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（設計等図書等の閲覧）

第6条 管理者は、設計図面等を入札参加希望者の閲覧に供するため、設計図書等をホームページに掲示するとともに、期間を定めて消防組合消防本部総務課において閲覧することができるよう配置するものとする。

2 参加希望者からの設計図書等に関する質問、回答はホームページにより周知するものとする。

（現場説明会）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第8条 入札参加希望者は、吉川松伏消防組合建設工事請負事後審査型一般競争入札参加申込書兼資本又は人的関係確認書（様式第2号）を管理者が定める日までに提出しなければならない。

（入札保証金）

第9条 事後審査型入札の入札保証金は免除する。

（入札金額見積内訳書）

第10条 入札参加者は、事後審査型入札時に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第11条 事後審査型入札を辞退しようとする時の手続は、管理者が別に定める吉川松伏消防組合建設工事等入札参加者心得によるものとする。

(入札の執行)

第12条 入札に参加する者の数が1であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りではない。

2 事後審査型入札における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定による再度入札（以下、「再度入札」という。）は2回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する場合は、再度入札を行わないものとする。

4 入札参加者は、契約規則、吉川市建設工事請負契約約款（平成9年3月24日市長決裁）、設計図書等及び現場を熟知の上入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とする。

(入札の無効)

第13条 法令、契約規則に定めるもののほか、事後審査型入札において次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 吉川松伏消防組合建設工事請負事後審査型一般競争入札参加申込書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格審査のために行う指示に予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）が従わないとき、当該落札候補者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(4) 明らかに連合によると認められる入札

(5) 前各号に掲げるもののほか、公告に示す事項に反し、又は不正な行為があった入札
(落札候補者)

第14条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより落札候補者の順序を決定

する。

3 落札候補者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札候補者の資格を失う。

(1) 第16条第2項（落札候補者が大規模かつ技術的に技術的難易度の高い建設工事で施工に際して技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため消防組合が共同施工の必要であると認めたものについて当該工事のため結成された団体（以下「特定建設工事共同企業体という。」である場合は、同条第3項を含む。）に違反し、又は管理者の指示に従わなかったとき。

(2) 事後審査型入札の日から落札決定の日までの間に、吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱又は松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置及び吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱又は松伏町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外の措置を受けたとき。

（不調時の取扱い）

第15条 落札候補者がいない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、一般競争入札に付する暇がないと認められるときは、最低価格で入札した者と次に低い価格で入札した者との随意交渉を行うことができるものとする。

3 前項による随意交渉は、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において、随意交渉対象者以外の者の退出後直ちに、随意交渉対象者との交渉を行うものとする。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第16条 管理者は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第1順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに落札候補者通知書（様式第3号）により連絡するものとする。

2 第1順位の落札候補者は、前項の規定により連絡を受けたときは、落札候補者通知書に記載された期日までに次に掲げる書面を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該期日は、原則として前項の規定による連絡をした日の翌日から起算して2日（吉川市の休日を定める条例（平成元年吉川町条例第21号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に当たる日とする。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書（第1順位の落札候補者が単独の法人である場合又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企

業者が継続的な協働関係を確保することにより経営力及び施工力を強化する目的で結成された団体である場合（以下「単体等」という。）にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体である場合にあつては様式第5号。以下「確認申請書」という。）

(2) 一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあつては様式第6号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第7号。以下「確認資料」という。）

3 第1順位の落札候補者が特定建設工事共同企業体であった場合は、前各号に掲げるもののほか、特定建設工事共同企業体協定書（様式第8号）も併せて提出しなければならない。

4 第1順位の落札候補者は、契約規則第34条第1項第3号に基づき契約保証金の納付の特例を希望するときは、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

（参加資格の審査）

第17条 管理者は、前条第2項から第4項までの規定により書面が提出されたときは、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等に基づき、第1順位の落札候補者が参加資格を満たしているか否かの審査（以下「参加資格の審査」という。）を行うものとする。

2 参加資格の審査は、前条第2項の期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

3 管理者は、参加資格の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された場合は、当該第1順位の落札候補者を落札者として決定し、当該事後審査型入札参加者に落札者決定通知書（様式第9号）を通知する。

4 管理者は、参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていないことを確認した場合には、当該第1順位の落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第10号）により通知するものとする。

5 管理者は、前項の規定による通知をした場合には、当該第1順位の落札候補者の次に低い価格を提示した落札候補者について参加資格の審査を行うものとし、以後参加資格を満たす落札候補者が確認できるまで入札価格の低い順に参加資格の審査を行うものとする。

6 前条各項並びに第1項から前項までの規定は、前項規定による参加資格の審査を行う場合について準用する。

7 管理者は、参加資格の審査の結果を入札参加資格審査結果調書（様式第11号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第18条 入札参加資格不適格通知書を受けた者は、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときには、入札参加資格不適通知書を受けた日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、苦情申出書（様式第12号）を持参又は郵送することにより管理者に説明を求めることができる。

2 管理者は、前条の規定により説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第13号）により回答するものとする。

3 第1項の規定による説明の要求は、前条第5項の規定による審査の執行を妨げないものとする。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、建設工事請負事後審査型一般競争入札の試行に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。